

新医第509号(業)  
令和6年12月9日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長  
堂 前 洋一郎

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う  
令和6年度における請求事務の取扱いについて【最終案内】

このことについて、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症患者に対する治療薬の自己負担額などの公費支援等につきましては、令和5年度末を以て終了しておりますが、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となるため、厚生労働省より【最終案内】として事務連絡がなされ、請求期限について改めて周知の依頼があったとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご承知いただきますとともに、貴会関係医療機関に対してご周知くださるようお願いいたします。

#### 記

- 対象：新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援分の請求  
(令和2年度～令和5年度) ※令和6年3月31日診療分が最終
- 最終請求日：令和7年1月診療分での請求が必要  
※レセプト提出期限の令和7年2月10日厳守
- 理由：公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が令和6年度限りであるため。



日医発第 1531 号（健Ⅱ）  
令和 6 年 12 月 5 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹本 洋一

【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う  
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度のにおける請求事務については、「[新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う 令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）](#)」日医発第 1172 号（健Ⅱ）で告示しています。この中で、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となるため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うよう連絡しております。

今般、厚生労働省より本会に対して【最終案内】として標記の事務連絡がなされたので、請求に際して下記参照方、遺漏なくご対応の程お願い申し上げます。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○対象 : 新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援分の請求  
(令和 2 年度～令和 5 年度) ※令和 6 年 3 月 31 日診療分が最終

○最終請求日 : 令和 7 年 1 月診療分での請求が必要  
※レセプト提出期限の令和 7 年 2 月 10 日厳守

○理由 : 公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が令和 6 年度限りであるため。



事 務 連 絡  
令和 6 年 1 2 月 5 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課

【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う  
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
す。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務  
については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6  
年度における請求事務の取扱いについて（その 2）（令和 6 年 10 月 3 日厚生労働  
省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っ  
ていただくよう、周知方お願いさせていただいたところですが、請求時期が差し  
迫っていることから、改めて、下記について貴会会員さまへの周知方お願い致し  
ます。

#### 記

○対象：新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援分の請求  
（令和 2 年度～令和 5 年度）  
※令和 6 年 3 月 31 日診療分が最終

○最終請求日：令和 7 年 1 月診療分での請求が必要  
※レセプト提出期限の令和 7 年 2 月 10 日厳守

○理由：公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金  
が令和 6 年度限りであるため。